２２５ＩＤＸオープン

追加型投信／国内／株式／インデックス型

投 資 信 託 説 明 書
（請 求 目 論 見 書）

2025.6.14

Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社

本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書であり、投資者から請求があった場合に交付を行う請求目論見書です。

この投資信託説明書（請求目論見書）により行う「２２５ＩＤＸオープン」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年6月13日に関東財務局長に提出しており、2025年6月14日にその効力が生じております。

発行者名	：Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	：代表取締役社長　田中　義久
本店の所在の場所	：東京都港区芝五丁目36番7号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	：該当事項はありません。

投資信託説明書（請求目論見書）　目　　次

頁

第一部 証券情報 …… 1

第二部 ファンド情報 …… 3

　第１ ファンドの状況 …… 3

　第２ 管理及び運営 …… 30

　第３ ファンドの経理状況 …… 36

　第４ 内国投資信託受益証券事務の概要 …… 56

第三部 委託会社等の情報 …… 57

　第１ 委託会社等の概況 …… 57

約款

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

２２５ＩＤＸオープン

（以下「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

委託者（以下「委託会社」ということがあります。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるＴ＆Ｄアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

購入申込受付日の基準価額*とします。

＊「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）をその時の発行済受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます（ただし、1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。）。

基準価額につきましては、販売会社（委託会社を含め、委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託会社の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）または下記にお問い合わせください。

Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社

電話番号　03-6722-4810（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

インターネットホームページ　https://www.tdasset.co.jp/

（５）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2025年6月14日から2025年12月15日まで

なお、申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

申込取扱場所（販売会社）につきましては、前述「（４）発行（売出）価格」の照会先にお問い合わせください。

（９）【払込期日】

ファンドの受益権の購入申込者は、販売会社が定める払込期日までに、購入代金（発行価格に申込口数を乗じて得た額をいいます。）をお申込の販売会社に支払うものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

振替受益権にかかる各購入申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

払込取扱場所は申込取扱場所（販売会社）と同様です。お問い合わせにつきましては、前述「（４）発行（売出）価格」の照会先にお問い合わせください。

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの振替機関は株式会社証券保管振替機構です。

（１２）【その他】

①日本以外の地域における発行はありません。

②振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前述「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前述「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

ファンドは、日経平均株価（225種・東証、以下「日経225」ということがあります。）と連動する投資成果を目標に運用を行います。

日経平均株価とは、株式会社日本経済新聞社が東証プライム市場上場銘柄のうち、市場を代表する225銘柄を対象に算出・公表している株価指数です。

1.「日経平均株価（日経平均）」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均」自体及び「日経平均」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有する。

2.「日経」及び「日経平均」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属する。

3.本件投資信託は、投資信託委託業者等の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用及び本件受益権の取引に関して、一切の責任を負わない。

4.株式会社日本経済新聞社は、「日経平均」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負わない。

5.株式会社日本経済新聞社は、「日経平均」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均」の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有している。

②ファンドの基本的性格

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛表示しています。

＜商品分類表＞

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型投信 追加型投信	国　　内 海　　外 内　　外	株　　式 債　　券 不動産投信 その他資産 資産複合	インデックス型 特殊型

＜属性区分表＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 （投資信託証券（株式）） 資産複合	年1回 年2回 年4回 年6回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	日経225 ＴＯＰＩＸ その他

＜商品分類の定義＞

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

インデックス型

目論見書または信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

＜属性区分の定義＞

その他資産（投資信託証券（株式））

目論見書または信託約款において、投資信託証券を通じて主に株式に投資する旨の記載があるものをいいます。

年1回

目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

日経225

目論見書または信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（www.toushin.or.jp）をご参照ください。

③ファンドの特色

◇日経225に連動する投資成果を目指すファンドです。

◇日経225に採用された銘柄の中から選定した銘柄に、原則として等株数投資を行います。

◇株式の組入比率は高位を保ちます。

※資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

④信託金限度額

信託金の限度額は1,000億円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（2）【ファンドの沿革】

2001年10月16日　　信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み

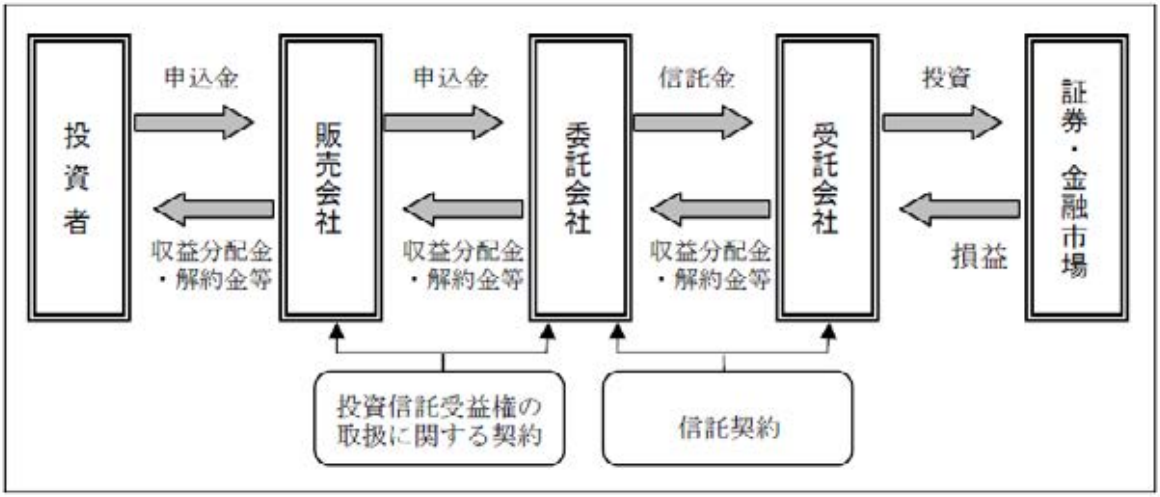

ファンドは、運用効率化のためファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

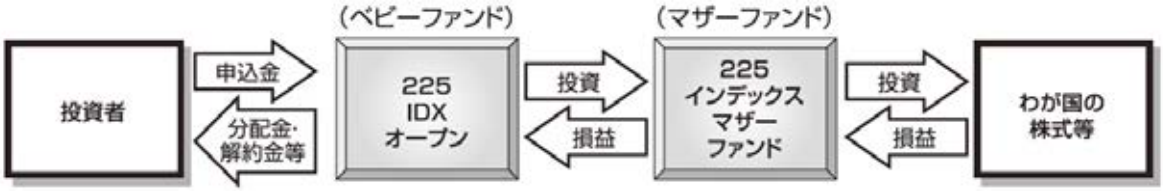

②委託会社およびファンドの関係法人の名称およびファンドの運営上の役割

（委託会社が関係法人と締結している契約等の概要を含みます。）

ａ．委託会社

Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社

委託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

(1) 信託約款の届出

(2) 信託財産の運用指図

(3) 信託財産の計算（毎日の基準価額の計算）

(4) 目論見書および運用報告書の作成等

ｂ．受託会社

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

受託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

(1) 信託財産の保管・管理・計算

(2) 委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

ｃ．販売会社

販売会社は、委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱に関する契約」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）等に基づき、主に次の業務を行います。

(1) 受益権の募集・販売の取扱い

(2) 受益権の換金（解約）申込の取扱い

(3) 換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い

(4) 目論見書、運用報告書の交付等

③委託会社の概況

ａ．資本金

2025年3月末日現在　　11億円

ｂ．会社の沿革

1980年12月19日	第一投信株式会社設立
	同年12月26日「証券投資信託法」（当時）に基づく免許取得
1997年12月 1日	社名を長期信用投信株式会社に変更
1999年 2月25日	大同生命保険相互会社（現：大同生命保険株式会社）の傘下に入る
1999年 4月 1日	社名を大同ライフ投信株式会社に変更
2002年 1月24日	投資顧問業者の登録
2002年 6月11日	投資一任契約にかかる業務の認可
2002年 7月 1日	ティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社と合併、
	ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社に社名を変更
2006年 8月28日	社名をＴ＆Ｄアセットマネジメント株式会社に変更
2007年 3月30日	株式会社Ｔ＆Ｄホールディングスの直接子会社となる
2007年 9月30日	金融商品取引法の施行に伴い、第二種金融商品取引業、
	投資助言・代理業、投資運用業の登録

ｃ．大株主の状況　　2025年3月末日現在

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社Ｔ＆Ｄホールディングス	東京都中央区日本橋二丁目7番1号	1,082,500株	100％

２【投資方針】

（１）【投資方針】

＜基本方針＞

この信託は、日経平均株価（225種・東証）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

＜投資対象＞

２２５インデックス マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。

＜投資態度＞

①　主としてマザーファンド受益証券に投資し、日経平均株価（225種・東証）と連動する投資成果を目標として運用を行います。

②　運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等に投資を行う場合があります。

③　日経平均株価指数との連動率の向上を図るため、一時的に株式の実質組入総額と株価指数先物取引等の買玉の実質時価総額の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。

④　株式以外への資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）の投資は、原則として信託財産総額の50％以下とします。

⑤　国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の取引所等において行われるわが国の有価証券指数等先物取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

⑥　資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

（２）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

ａ．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）

(1) 有価証券

(2) デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）

(3) 金銭債権

(4) 約束手形

ｂ．次に掲げる特定資産以外の資産

(1) 為替手形

②委託会社は、信託金を、主として、マザーファンドならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

(1) 株券または新株引受権証書

(2) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

(3) 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、(2)の証券の性質を有するもの

なお、(1)の証券または証書を以下「株式」といいます。

③委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

(1) 預金

(2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

(3) コール・ローン

(4) 手形割引市場において売買される手形

(5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

(6) 外国の者に対する権利で(5)の権利の性質を有するもの

（3）【運用体制】

委託会社の運用体制は以下の通りです。

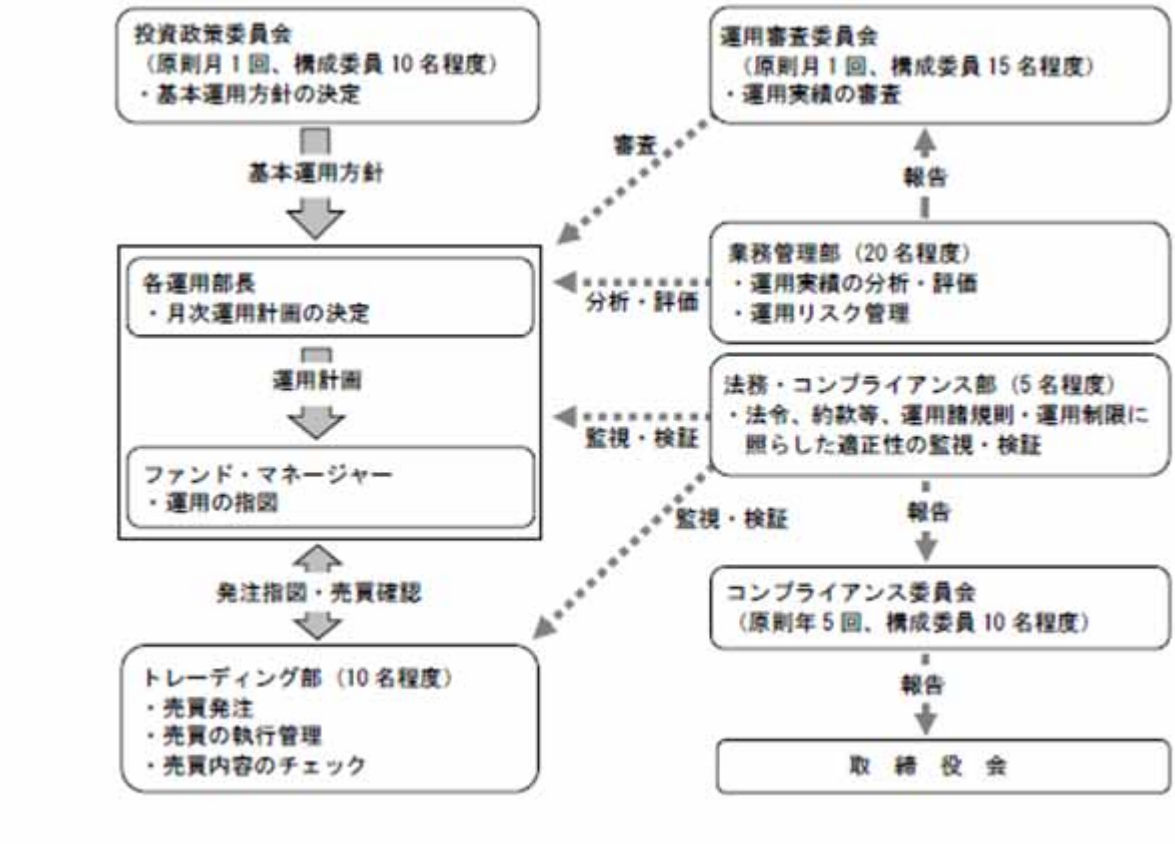

個別ファンドの運用計画については、ファンド・マネージャーが組入比率等の計画を立案し、各運用部長の承認を経て実施されます。

受託会社に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、内部統制の有効性に関する報告書を定期的に受取っています。

委託会社の運用体制等は2025年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（4）【分配方針】

年1回、毎決算時（原則として3月15日、ただし、該当日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

①分配対象額は、配当等収益および売買益等の全額から諸経費を控除した額とします。

②分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

③収益分配にあてず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

※将来の分配金の支払およびその金額について示唆・保証するものではありません。

※配当等収益とは、配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用（税込）、信託報酬（税込）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

※売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用（税込）、信託報酬（税込）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

※毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（5）【投資制限】

①ファンドの信託約款に基づく投資制限

ａ．株式への実質投資割合には制限を設けません。

ｂ．外貨建資産への投資は行いません。

ｃ．同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。

ｄ．委託会社が投資することを指図する株式は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行する株式とします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

ｅ．一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

ｆ．委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。

ｇ．委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ｈ．(1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、換金申込に伴う

支払資金の手当て（換金申込に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(2) 換金申込に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金の入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

(3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ｉ．デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則および委託会社が定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。

②「投資信託及び投資法人に関する法律」および関係法令に基づく投資制限

ａ．委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

ｂ．委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

(参考) ２２５インデックス マザーファンド

（１）投資方針

＜基本方針＞

この信託は、日経平均株価（225種・東証）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

＜投資対象＞

わが国の金融商品取引所に上場されている株式のうち、日経平均株価（225種・東証）に採用された銘柄を主要投資対象とします。

＜投資態度＞

① 投資成果を日経平均株価の動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。

・上記投資対象銘柄の中から選定した銘柄に、原則として等株数投資を行います。

・株式の組入比率は高位を保ちます。

② 運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等に投資を行う場合があります。

③ 日経平均株価指数との連動率の向上を図るため、一時的に株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。

④ 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の取引所等において行われるわが国の有価証券指数等先物取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。

⑤ 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

（２）投資対象

①この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

ａ．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）

(1) 有価証券

(2) デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）

(3) 金銭債権

(4) 約束手形

ｂ．次に掲げる特定資産以外の資産

(1) 為替手形

②委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

(1) 株券または新株引受権証書

(2) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

(3) 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、(2)の証券の性質を有するもの

なお、(1)の証券または証書を以下「株式」といいます。

③委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2

項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

(1) 預金

(2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

(3) コール・ローン

(4) 手形割引市場において売買される手形

(5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

(6) 外国の者に対する権利で(5)の権利の性質を有するもの

（３）投資制限

マザーファンドの信託約款に基づく投資制限

①株式への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資は行いません。

③同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

④委託会社が投資することを指図する株式は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行する株式とします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

⑤一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

⑥委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。

⑦委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑧デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則および委託会社が定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。

3【投資リスク】

（1）基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による利益および損失は全て投資者に帰属します。

したがいまして、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、ファンドは預貯金とは異なります。

ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

①株価変動リスク

株式の価格は、発行企業の業績や財務状況、市場・経済の状況等を反映して変動します。特に企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株価が大きく下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

②信用リスク

有価証券の発行者、または金融商品の運用先に債務不履行等が発生または懸念される場合、有価証券または金融商品等の価格は下落し、もしくは価値がなくなることがあります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

③流動性リスク

市場における取引量が小さい場合や、市場の混乱等のために、市場における取引の不成立や通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

※基準価額の変動要因（リスク）は、上記に限定されるものではありません。

（2）その他の留意点

①ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

②分配金に関する留意点

・分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払後の純資産は分配金相当額が減少し、基準価額が値下がりする要因となります。

・分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

③大量の解約・換金申込を受け付け短期間で解約資金を準備する必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、投資する有価証券の価格が下落し、基準価額が変動する要因となります。また、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

④ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象で

はありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。

⑤ファンドは、日経225の動きに連動する成果を目標として運用を行いますが、当該株価指数に連動した投資成果をお約束するものではありません。ファンドの基準価額の騰落率と当該株価指数の騰落率との間に乖離を生ずる主な要因として、以下のものがあげられます。

・資金の流出入に伴う株式売買手数料、および信託報酬等管理費用の支払

・ファンドまたはマザーファンドにおいて売買約定した株式等の価格と金融商品取引所終値との差による影響

・ファンドの一部を、直接またはマザーファンドを通じて有価証券先物取引等や金融商品等で運用するため

・指数構成銘柄の一部を組み入れないことによる影響

ファンドは、通常の投資管理の方法（内外経済・金融情勢、産業・企業分析および証券市場分析に基づいてポートフォリオに組み入れた有価証券を変更するもの）によって運用するものではありません。

⑥マザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該ベビーファンドの購入・換金等による資金変動に伴い、マザーファンドにおいても売買が生じ、ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

（３）リスクの管理体制

委託会社では、運用部門は定められた運用プロセスを通じて投資リスクを管理します。

また、運用部門から独立した部門がファンドのパフォーマンス分析・評価および法令・運用諸規則等に照らした適正性の審査等の結果について、各種委員会等に報告を行い、必要に応じて適切な措置を講じる体制となっております。

なお、流動性リスク管理について社内規程を制定し、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢については、定期的にリスク管理委員会および取締役会への報告を行います。

委託会社のリスクの管理体制は、以下の通りです。

委託会社は、社内規程において投資リスクに関する取扱い基準およびその管理体制についても定めており、下記の運用体制のサイクル自体が、投資リスクの管理体制を兼ねたものとなっています。

・ファンド・マネージャーは定期的に、投資環境および市況見通し、ポートフォリオの状況および運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行いつつ、原則として月次にて（投資環境および市況の著しい変化等に対応する場合には随時）運用計画の見直しを行い、各運用部長による承認を経て、実際の運用指図を行い、トレーディング部がその執行を行っています。

・業務管理部は、運用リスク管理を所管するとともに、ファンドのパフォーマンス分析・評価等を月次にて行い、運用審査委員会に報告を行うことにより、運用成績の改善のサポートを行っています。

・法務・コンプライアンス部は、法令、約款等、運用諸規則・運用制限に照らした適正性の監視・検証を行い、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。

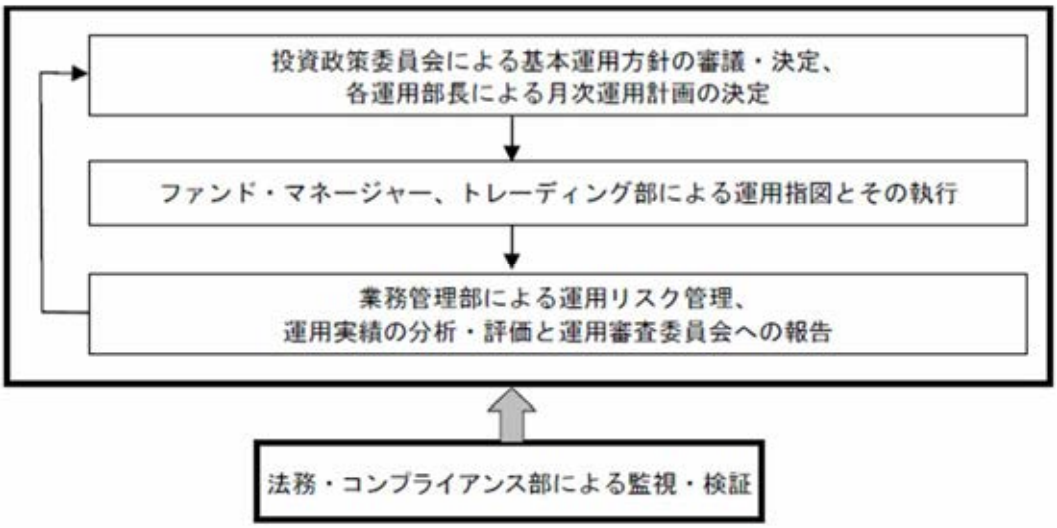

リスクの管理体制は2025年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

＜参考情報＞

代表的な資産クラスとの騰落率の比較

＜ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移＞

＜ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較＞

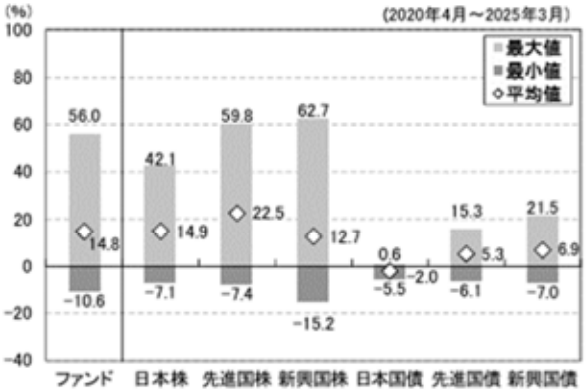

（注）ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されており、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※左のグラフの分配金再投資基準価額は、2020 年 4 月末の基準価額を起点として指数化したものです。
※右のグラフは、2020 年 4 月から 2025 年 3 月の 5 年間の各月末における直近 1 年間騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
※右のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
※上記の騰落率は 2025 年 3 月末から遡って算出した結果であり、ファンドの決算日に対応した数値とは異なります。
○各資産クラスの指数
日本株・・・・ 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
先進国株・・・ MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
新興国株・・・ MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債・・・ NOMURA-BPI 国債
先進国債・・・ FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債・・・ JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド（円ベース）
※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。
※詳細は「指数に関して」をご参照ください。

●指数に関して
○「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について

東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
東証株価指数（TOPIX）とは、株式会社ＪＰＸ総研が算出する株価指数で、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。TOPIX に関する一切の知的財産権その他一切の権利は株式会社ＪＰＸ総研に帰属します。

MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
MSCI コクサイ・インデックスは MSCI が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国の株式市場の動きを捉える指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利は MSCI に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI が開発した新興国の株式市場の動きを捉える株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利は MSCI に帰属します。

NOMURA-BPI 国債
NOMURA-BPI 国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が公表している指数で、日本で発行されている公募利付国債の市場全体を表す投資収益指数です。その知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、対象インデックスを用いて行われる T&D アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLC は、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLC は、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利は FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド（円ベース）
JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイドは、JP モルガン社が算出し公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権は JP モルガン社に帰属します。

４【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

ありません。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

ただし、換金の際には、換金申込受付日の基準価額に0.3％の率を乗じて得た額を信託財産留保額*としてご負担いただきます。

＊「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、継続保有される投資者との公平性を確保するため、換金する投資者が負担する一定の金額をいい、信託財産に繰入れられます。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.55％（税抜0.5％）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分については、以下の通りとします。

［信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率］　（年率・税抜）

支払先	信託報酬率	対価の内容
委託会社	0.215％	委託した資金の運用等の対価
販売会社	0.215％	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	0.07％	運用財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

上記の信託報酬の総額は日々費用計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②信託財産の財務諸表にかかる監査費用（税込）は、信託財産中から支弁します。

③証券取引に伴う手数料、組入資産の保管等に要する費用等は、信託財産中から支弁します。

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記の手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※マザーファンドには、信託報酬および監査費用はありません。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

公募株式投資信託は、税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（ＮＩＳＡ）の適用対象となります。ファンドについては、ＮＩＳＡの適用対象ではありません。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

①個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、20.315％（所得税15％、復興特別所得税0.315％および地方税5％）の税率により源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用が可能です。）を選択することもできます。

換金時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、20.315％（所得税15％、復興特別所得税0.315％および地方税5％）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用した場合は、原則として確定申告は不要です。

なお、換金時および償還時の損益については、確定申告により、上場株式等の譲渡損益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

②法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315％（所得税15％および復興特別所得税0.315％）の税率により源泉徴収が行われます（地方税の源泉徴収はありません。）。

◆個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の個別元本にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店毎に、一般コースと自動継続投資コースの両コースで購入する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◆収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※税金の取扱いについては、2025年3月末日現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

≪参考情報≫ ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
0.57%	0.56%	0.01%

※対象期間は2024年3月16日～2025年3月17日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

５【運用状況】

（１）【投資状況】

（2025年3月31日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	514	99.99
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	0	0.01
合計（純資産総額）	－	514	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ．評価額上位銘柄（全銘柄）

（2025年3月31日現在）

	国名	種　類	銘　柄　名	数　量（口）	簿価単価（円） 簿価金額（円）	時価単価（円） 時価金額（円）	投資比率（%）
1	日本	親投資信託受益証券	２２５インデックスマザーファンド	101,592,135	5.2687 535,258,482	5.0559 513,639,675	99.99

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

ロ．投資有価証券の種類別比率

（2025年3月31日現在）

種類	投 資 比 率（%）
親投資信託受益証券	99.99
合計	99.99

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

2025年3月末日及び同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （単位：百万円）	純資産総額 （分配付） （単位：百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （単位：円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （単位：円）
第15期 計算期間 （2016年3月15日現在）	549	549	1.7481	1.7481
第16期 計算期間 （2017年3月15日現在）	554	564	1.9932	2.0272
第17期 計算期間 （2018年3月15日現在）	717	729	2.2159	2.2529
第18期 計算期間 （2019年3月15日現在）	924	924	2.2188	2.2188
第19期 計算期間 （2020年3月16日現在）	542	542	1.7904	1.7904
第20期 計算期間 （2021年3月15日現在）	526	534	3.1308	3.1751
第21期 計算期間 （2022年3月15日現在）	399	399	2.7035	2.7035
第22期 計算期間 （2023年3月15日現在）	403	412	2.8888	2.9534
第23期 計算期間 （2024年3月15日現在）	566	576	4.1030	4.1715
2024年3月末日	600	－	4.3065	－
2024年4月末日	567	－	4.0960	－
2024年5月末日	564	－	4.1036	－
2024年6月末日	580	－	4.2222	－
2024年7月末日	574	－	4.1698	－
2024年8月末日	568	－	4.1214	－
2024年9月末日	553	－	4.0691	－
2024年10月末日	593	－	4.1911	－
2024年11月末日	576	－	4.0979	－
2024年12月末日	570	－	4.2817	－
2025年1月末日	563	－	4.2485	－
2025年2月末日	529	－	3.9841	－
第24期 計算期間 （2025年3月17日現在）	558	558	4.0137	4.0137
2025年3月末日	514	－	3.8513	－

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第15期 計算期間（2016年3月15日）	0.0000
第16期 計算期間（2017年3月15日）	0.0340
第17期 計算期間（2018年3月15日）	0.0370
第18期 計算期間（2019年3月15日）	0.0000
第19期 計算期間（2020年3月16日）	0.0000
第20期 計算期間（2021年3月15日）	0.0443
第21期 計算期間（2022年3月15日）	0.0000
第22期 計算期間（2023年3月15日）	0.0646
第23期 計算期間（2024年3月15日）	0.0685
第24期 計算期間（2025年3月17日）	0.0000

③【収益率の推移】

	収益率（%）
第15期 計算期間（2015年3月17日 ～ 2016年3月15日）	△9.94
第16期 計算期間（2016年3月16日 ～ 2017年3月15日）	15.97
第17期 計算期間（2017年3月16日 ～ 2018年3月15日）	13.03
第18期 計算期間（2018年3月16日 ～ 2019年3月15日）	0.13
第19期 計算期間（2019年3月16日 ～ 2020年3月16日）	△19.31
第20期 計算期間（2020年3月17日 ～ 2021年3月15日）	77.34
第21期 計算期間（2021年3月16日 ～ 2022年3月15日）	△13.65
第22期 計算期間（2022年3月16日 ～ 2023年3月15日）	9.24
第23期 計算期間（2023年3月16日 ～ 2024年3月15日）	44.40
第24期 計算期間（2024年3月16日 ～ 2025年3月17日）	△2.18

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（4）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第15期 計算期間（2015年3月17日 ～ 2016年3月15日）	138,784,925	130,766,777
第16期 計算期間（2016年3月16日 ～ 2017年3月15日）	41,079,381	76,766,126
第17期 計算期間（2017年3月16日 ～ 2018年3月15日）	228,656,569	183,173,757
第18期 計算期間（2018年3月16日 ～ 2019年3月15日）	443,519,211	350,564,821
第19期 計算期間（2019年3月16日 ～ 2020年3月16日）	79,846,805	193,690,079
第20期 計算期間（2020年3月17日 ～ 2021年3月15日）	86,512,992	221,176,635
第21期 計算期間（2021年3月16日 ～ 2022年3月15日）	39,922,246	60,411,355
第22期 計算期間（2022年3月16日 ～ 2023年3月15日）	5,095,600	13,246,714
第23期 計算期間（2023年3月16日 ～ 2024年3月15日）	47,208,507	48,661,910
第24期 計算期間（2024年3月16日 ～ 2025年3月17日）	31,355,076	30,269,752

（注） 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

（参考）２２５インデックス マザーファンドの状況

（１）投資状況

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

（2025年3月31日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（%）
株式	日本	1,071	49.29
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	1,101	50.71
合計（純資産総額）	－	2,172	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

その他の資産の種類別、地域別の投資状況

資産の種類	建別	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	日本	1,098,328,000	50.56

（注）株価指数先物取引の時価については、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

（２）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

イ．評価額上位銘柄（30銘柄）

（2025年3月31日現在）

	国名	種類	業　種	銘　柄　名	数　量 （株）	簿価単価（円） 簿価金額（円）	時価単価（円） 時価金額（円）	投資 比率 （%）
1	日本	株式	小売業	ファーストリテイリング	2,400	45,420.00 109,008,000	44,060.00 105,744,000	4.87
2	日本	株式	電気機器	東京エレクトロン	3,000	21,955.00 65,865,000	20,110.00 60,330,000	2.78
3	日本	株式	電気機器	アドバンテスト	8,000	8,470.00 67,760,000	6,472.00 51,776,000	2.38
4	日本	株式	情報・通信業	ソフトバンクグループ	6,000	7,979.00 47,874,000	7,479.00 44,874,000	2.07
5	日本	株式	情報・通信業	ＫＤＤＩ	12,000	2,401.50 28,818,000	2,359.50 28,314,000	1.30
6	日本	株式	電気機器	ＴＤＫ	15,000	1,612.50 24,187,500	1,546.00 23,190,000	1.07
7	日本	株式	サービス業	リクルートホールディングス	3,000	8,031.00 24,093,000	7,657.00 22,971,000	1.06
8	日本	株式	精密機器	テルモ	8,000	2,766.50 22,132,000	2,797.00 22,376,000	1.03
9	日本	株式	化学	信越化学工業	5,000	4,438.00 22,190,000	4,236.00 21,180,000	0.97
10	日本	株式	医薬品	中外製薬	3,000	6,862.00 20,586,000	6,799.00 20,397,000	0.94
11	日本	株式	電気機器	ファナック	5,000	4,337.00 21,685,000	4,060.00 20,300,000	0.93
12	日本	株式	電気機器	ソニーグループ	5,000	3,589.00 17,945,000	3,765.00 18,825,000	0.87
13	日本	株式	情報・通信業	コナミグループ	1,000	17,420.00 17,420,000	17,580.00 17,580,000	0.81
14	日本	株式	機械	ダイキン工業	1,000	16,715.00 16,715,000	16,140.00 16,140,000	0.74
15	日本	株式	その他製品	バンダイナムコホールディングス	3,000	5,011.00 15,033,000	5,004.00 15,012,000	0.69
16	日本	株式	化学	日東電工	5,000	2,919.50 14,597,500	2,735.00 13,675,000	0.63
17	日本	株式	情報・通信業	ＮＴＴデータグループ	5,000	2,755.50 13,777,500	2,681.50 13,407,500	0.62
18	日本	株式	電気機器	京セラ	8,000	1,715.00 13,720,000	1,675.50 13,404,000	0.62
19	日本	株式	輸送用機器	トヨタ自動車	5,000	2,760.50 13,802,500	2,616.00 13,080,000	0.60
20	日本	株式	医薬品	第一三共	3,000	3,528.00 10,584,000	3,511.00 10,533,000	0.48

21	日本	株式	サービス業	セコム	2,000	5,209.00 10,418,000	5,087.00 10,174,000	0.47
22	日本	株式	その他製品	任天堂	1,000	10,285.00 10,285,000	10,110.00 10,110,000	0.47
23	日本	株式	情報・通信業	トレンドマイクロ	1,000	10,045.00 10,045,000	10,015.00 10,015,000	0.46
24	日本	株式	保険業	東京海上ホールディングス	1,500	5,709.00 8,563,500	5,736.00 8,604,000	0.40
25	日本	株式	化学	富士フイルムホールディングス	3,000	3,006.00 9,018,000	2,844.50 8,533,500	0.39
26	日本	株式	精密機器	ＨＯＹＡ	500	17,440.00 8,720,000	16,780.00 8,390,000	0.39
27	日本	株式	輸送用機器	本田技研工業	6,000	1,476.00 8,856,000	1,342.50 8,055,000	0.37
28	日本	株式	卸売業	三菱商事	3,000	2,646.00 7,938,000	2,626.50 7,879,500	0.36
29	日本	株式	精密機器	オリンパス	4,000	1,990.50 7,962,000	1,947.50 7,790,000	0.36
30	日本	株式	医薬品	大塚ホールディングス	1,000	7,712.00 7,712,000	7,753.00 7,753,000	0.36

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

ロ．投資有価証券の種類別及び業種別比率

（2025年3月31日現在）

種類	業　種	投 資 比 率（%）
株式	電気機器	12.11
株式	小売業	6.39
株式	情報・通信業	5.98
株式	医薬品	2.95
株式	化学	2.94
株式	サービス業	2.35
株式	機械	2.30
株式	輸送用機器	2.07
株式	精密機器	1.88
株式	卸売業	1.56
株式	食料品	1.56
株式	その他製品	1.51
株式	建設業	0.88
株式	保険業	0.70
株式	不動産業	0.66
株式	非鉄金属	0.53
株式	陸運業	0.49
株式	その他金融業	0.44
株式	銀行業	0.43
株式	ゴム製品	0.36
株式	ガラス・土石製品	0.33
株式	海運業	0.22
株式	石油・石炭製品	0.13
株式	空運業	0.13
株式	電気・ガス業	0.09
株式	証券、商品先物取引業	0.09
株式	繊維製品	0.06
株式	水産・農林業	0.04
株式	鉱業	0.04
株式	鉄鋼	0.03
株式	パルプ・紙	0.03
株式	金属製品	0.00
合計		49.29

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各業種の評価額比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

（2025年3月31日現在）

区　分	種　類	簿　価（円）	時　価（円）	投資比率（%）
市場取引	株価指数先物取引 買　建 日経平均株価指数先物	1,145,378,580	1,098,328,000	50.56

（注）1 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）運用実績

（2025年3月31日現在）

基準価額・純資産の推移

※分配金再投資基準価額は収益分配金(税引前)を再投資したものとみなして計算したものです。
※基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

2025 年 3 月	0 円
2024 年 3 月	685 円
2023 年 3 月	646 円
2022 年 3 月	0 円
2021 年 3 月	443 円
設定来累計	4,224 円

主要な資産の状況

●組入上位銘柄

銘柄名(銘柄数225)	業種	比率
ファーストリテイリング	小売業	4.9%
東京エレクトロン	電気機器	2.8%
アドバンテスト	電気機器	2.4%
ソフトバンクグループ	情報・通信業	2.1%
KDDI	情報・通信業	1.3%
TDK	電気機器	1.1%
リクルートホールディングス	サービス業	1.1%
テルモ	精密機器	1.0%
信越化学工業	化学	1.0%
中外製薬	医薬品	0.9%

※業種は東証33業種で表示しており、日経業種分類とは異なります。
※組入上位銘柄の比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率です。

●投資比率

株式		99.8%
	うち株式現物	49.3%
	うち株式先物	50.6%

※投資比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率です。

●組入上位業種

業種	比率
電気機器	12.1%
小売業	6.4%
情報・通信業	6.0%
医薬品	3.0%
化学	2.9%

※業種は東証33業種で表示しており、日経業種分類とは異なります。
※組入上位業種の比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)

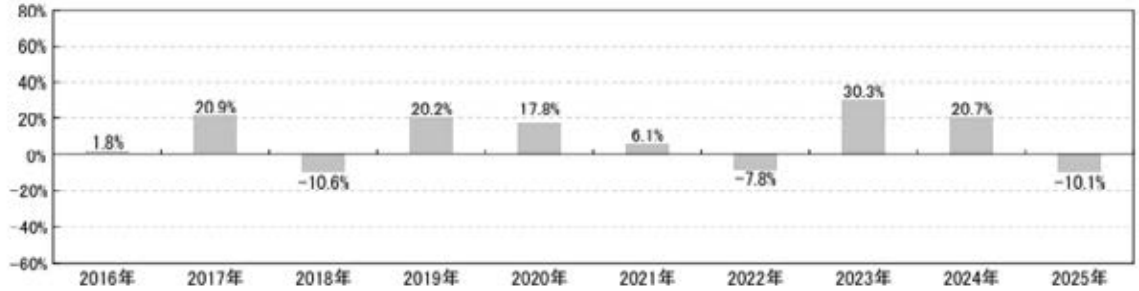

※ファンドの収益率は分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
※2025年は年初から3月末までの収益率を表示しています。

◆運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。
◆最新の運用状況は委託会社のホームページでご覧いただけます。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

①ファンドの受益権の購入申込は、販売会社において取引口座を開設のうえ行うものとします。購入申込は、毎営業日に販売会社で受付けます。購入申込の受付は、原則として営業日の午後3時30分までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもあります。また、販売会社により受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

②申込方法には、一般コースと自動継続投資コースがあります。自動継続投資コースを選択された場合には、販売会社との間で「自動継続投資契約*」を締結していただきます。

＊これと異なる名称で同一の権利義務関係を規定した契約を含むものとします。

③受益権の購入価額（発行価格）は、購入申込受付日の基準価額とします。購入価額に申込口数を乗じて得た金額が申込金額となります。

④ファンドの購入申込者は販売会社に、購入申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該購入申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社（委託会社の指定する口座管理機関を含みます。）は、当該購入申込の代金の支払と引換えに、当該口座に当該購入申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

⑤申込手数料はありません。

⑥購入申込者は、申込代金を払込期日までに申込の販売会社に支払うものとします。払込期日につきましては、販売会社までお問い合わせください。

⑦金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入申込の受付を中止することおよびすでに受付けた購入申込の受付を取消すことがあります。

２【換金（解約）手続等】

①受益者は、販売会社が定める単位をもって、委託会社に換金申込を行うことができます。換金申込の受付は、原則として営業日の午後3時30分までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもあります。また、販売会社により受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

②委託会社は、換金申込を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

③ファンドの換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④換金価額（解約価額）は、換金申込受付日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額*として控除した価額とします。

＊「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、継続保有される投資者との公平性を確保するため、換金する投資者が負担する一定の金額をいい、信託財産に繰入れられます。

⑤換金申込をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑥委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金申込の受付を中止することおよびすでに受付けた換金申込の受付を取消すことができます。なお、換金申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込を受付けたものとして④の規定に準じて計算された価額とします。

⑦換金代金は、換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社において支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、上記原則による支払開始日が遅延する場合があります。

⑧換金価額につきましては、委託会社または販売会社にお問い合わせください。

⑨信託財産の資金管理を円滑に行うために、大口の換金申込には制限があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額とは信託財産の純資産総額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
ファンドおよびマザーファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

①ファンドの主な投資対象

・マザーファンド：原則としてファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

②マザーファンドの主な投資対象

・わが国の株式　：原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。

基準価額は毎営業日算出され、販売会社にお問い合わせいただければ、お知らせいたします。また、基準価額は原則として翌日の日本経済新聞朝刊に掲載されます。
基準価額につきましては、下記においてもご照会いただけます。

Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社

電話番号　03-6722-4810（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

インターネットホームページ　https://www.tdasset.co.jp/

（２）【保管】

ありません。

（３）【信託期間】

ファンドの信託期間は原則無期限ですが、後述「（５）その他 ①信託の終了」の規定により信託を終了させる場合があります。

（４）【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年3月16日から翌年3月15日までとします。該当日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

①信託の終了

ａ．ファンドの繰上償還

(1) 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたとき、対象インデックスが改廃の場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

(2) 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

(3) 委託会社は、(1)、(2)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知れている受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

(4) 上記(3)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(5) 上記(4)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、(1)、(2)の信託契約の解約をしません。

(6) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(7) 上記(4)から(6)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(4)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

ｂ．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

ｃ．委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後述「②信託約款の変更　ｄ」に該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

ｄ．受託会社が辞任する場合または受託会社を解任する場合、委託会社は、後述「②信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②信託約款の変更

ａ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

ｂ．委託会社は、ａの変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知れている受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したとき

は、原則として、公告を行いません。

ｃ．上記ｂの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

ｄ．上記ｃの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、ａの信託約款の変更をしません。

ｅ．委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ｆ．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前述の規定にしたがいます。

③関係法人との契約の更改に関する手続

委託会社が販売会社と締結している「投資信託受益権の取扱に関する契約」は、契約満了日の3ヵ月前までに当事者から別段の意思表示のない限り、1年毎に自動更新されます。

④公告

委託会社が投資者に対してする公告は、原則として電子公告により行い、委託会社のホームページ（https://www.tdasset.co.jp/）に掲載します。ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑤運用にかかる報告等開示方法

毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

４【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等にファンドの受益権を保有します。

（１）収益分配金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において換金が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払を開始します。収益分配金の支払は、販売会社の営業所等にて行うものとします。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

上記に関わらず自動継続投資コースを選択した受益者に対しては、分配金は税引後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（２）償還金の請求権

受益者は、ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において換金が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目までに支払を開始します。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行います。ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、受益権の換金申込を販売会社を通じて委託会社に申込ができます。権利行使の方法等については、前述「２ 換金（解約）手続等」をご参照ください。

（４）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しており、金額は円単位で表示しております。

２．当ファンドは、第24期計算期間(2024年3月16日から2025年3月17日まで)の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

２０２５年5月２２日

Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人
東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	羽　柴　則　央
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	福　村　　寛

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている２２５ＩＤＸオープンの２０２４年3月１６日から２０２５年3月１７日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、２２５ＩＤＸオープンの２０２５年3月１７日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

１【財務諸表】

２２５ＩＤＸオープン

（１）【貸借対照表】

（単位 ： 円）

期　別 科　目	第23期 (2024年3月15日現在) 金額	第24期 (2025年3月17日現在) 金額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	10,875,206	1,634,715
親投資信託受益証券	566,239,478	558,263,944
未収利息	－	20
流動資産合計	577,114,684	559,898,679
資産合計	577,114,684	559,898,679
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	9,454,188	－
未払受託者報酬	188,248	217,239
未払委託者報酬	1,156,323	1,334,420
未払利息	9	－
その他未払費用	26,827	30,975
流動負債合計	10,825,595	1,582,634
負債合計	10,825,595	1,582,634
純資産の部		
元本等		
元本	138,017,346	139,102,670
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	428,271,743	419,213,375
（分配準備積立金）	192,198,079	154,654,519
元本等合計	566,289,089	558,316,045
純資産合計	566,289,089	558,316,045
負債純資産合計	577,114,684	559,898,679

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位 ： 円）

期　別 科　目	第23期 （自 2023年3月16日 至 2024年3月15日） 金額	第24期 （自 2024年3月16日 至 2025年3月17日） 金額
営業収益		
受取利息	―	3,588
有価証券売買等損益	180,957,454	△8,225,534
営業収益合計	180,957,454	△8,221,946
営業費用		
支払利息	955	19
受託者報酬	363,687	437,460
委託者報酬	2,233,984	2,687,143
その他費用	51,829	62,372
営業費用合計	2,650,455	3,186,994
営業利益	178,306,999	△11,408,940
経常利益	178,306,999	△11,408,940
当期純利益	178,306,999	△11,408,940
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	22,968,759	1,264,736
期首剰余金又は期首欠損金（△）	263,438,114	428,271,743
剰余金増加額又は欠損金減少額	112,475,022	97,336,863
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	112,475,022	97,336,863
剰余金減少額又は欠損金増加額	93,525,445	93,721,555
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	93,525,445	93,721,555
分配金	9,454,188	―
期末剰余金又は期末欠損金（△）	428,271,743	419,213,375

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準 及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 その他	当ファンドの計算期間は期末が休日のため、2024年3月16日から2025年3月17日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第23期 （2024年3月15日現在）	第24期 （2025年3月17日現在）
1 計算期間の末日における受益権の総数 138,017,346口	1 計算期間の末日における受益権の総数 139,102,670口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 4.1030円 （1万口当たり純資産額 41,030円）	2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 4.0137円 （1万口当たり純資産額 40,137円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

期別 項目	第23期 （自 2023年3月16日 至 2024年3月15日）	第24期 （自 2024年3月16日 至 2025年3月17日）
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後配当等収益（0円）、費用控除後有価証券売買等損益（140,270,701円）、収益調整金（248,582,044円）、及び分配準備積立金（61,381,566円）より、分配対象収益は450,234,311円（1万口当たり32,621円）であり、うち9,454,188円（1万口当たり685円）を分配金額としております。	計算期間末における費用控除後配当等収益（0円）、費用控除後有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（289,953,724円）、及び分配準備積立金（154,654,519円）より、分配対象収益は444,608,243円（1万口当たり31,962円）となりましたが、当期の分配は見送りとさせていただきました。

（金融商品に関する注記）
金融商品の状況に関する事項

	第23期 （自 2023年3月16日 至 2024年3月15日）	第24期 （自 2024年3月16日 至 2025年3月17日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。 有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、（その他の注記）2 有価証券関係に記載の通りです。 有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社において、運用部門は定められた運用プロセスを通じて運用リスクを管理します。また、運用部門から独立した委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析、格付のモニタリング等により管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、管理を行っております。	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	第23期 （2024年3月15日現在）	第24期 （2025年3月17日現在）
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第23期 （自 2023年3月16日 至 2024年3月15日）	第24期 （自 2024年3月16日 至 2025年3月17日）
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

期 別 項 目	第23期 （自 2023年3月16日 至 2024年3月15日）	第24期 （自 2024年3月16日 至 2025年3月17日）
期首元本額	139,470,749 円	138,017,346 円
期中追加設定元本額	47,208,507 円	31,355,076 円
期中一部解約元本額	48,661,910 円	30,269,752 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第23期（自 2023年3月16日 至 2024年3月15日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	154,943,778 円
合計	154,943,778 円

第24期（自 2024年3月16日 至 2025年3月17日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△9,825,613 円
合計	△9,825,613 円

3 デリバティブ取引関係
第23期（自 2023年3月16日　至 2024年3月15日）
該当事項はありません。

第24期（自 2024年3月16日　至 2025年3月17日）
該当事項はありません。

（４）【附属明細表】
①有価証券明細表
ａ．株式
該当事項はありません。

ｂ．株式以外の有価証券

（2025年3月17日現在）

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	２２５インデックス マザーファンド	105,958,575	558,263,944	
合計		105,958,575	558,263,944	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

（参考）２２５インデックス マザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

当ファンドは「２２５インデックス マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンド受益証券です。

（１）貸借対照表

（単位 ： 円）

対象年月日 科　目	(2024年3月15日現在) 金額	(2025年3月17日現在) 金額
資産の部		
流動資産		
金銭信託	638,699	599,513
コール・ローン	134,787,793	1,095,678,469
株式	2,324,728,500	1,137,317,160
派生商品評価勘定	－	12,222,920
未収配当金	5,076,000	2,253,350
未収利息	－	13,562
差入委託証拠金	3,540,000	57,140,994
流動資産合計	2,468,770,992	2,305,225,968
資産合計	2,468,770,992	2,305,225,968
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	4,275,840	－
未払解約金	－	22,700,000
未払利息	121	－
流動負債合計	4,275,961	22,700,000
負債合計	4,275,961	22,700,000
純資産の部		
元本等		
元本	459,854,224	433,224,924
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,004,640,807	1,849,301,044
元本等合計	2,464,495,031	2,282,525,968
純資産合計	2,464,495,031	2,282,525,968
負債純資産合計	2,468,770,992	2,305,225,968

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準 及び評価方法	(1)株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場又は気配相場）で評価しております。 (2)先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
2 費用・収益の計上基準	(1)受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益、派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

（2024年3月15日現在）	（2025年3月17日現在）
1 担保に供されている資産 先物取引証拠金の代用として差入れている資産は次のとおりであります。 株式　132,060,000円	－
2 計算期間の末日における受益権の総数 459,854,224口	1 計算期間の末日における受益権の総数 433,224,924口
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　5.3593円 （1万口当たり純資産額　53,593円）	2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　5.2687円 （1万口当たり純資産額　52,687円）

（その他の注記）

1 元本の移動

対象年月日 項　目	（2024年3月15日現在）	（2025年3月17日現在）
期首元本額	514,744,730 円	459,854,224 円
期中追加設定元本額	224,244,120 円	214,652,625 円
期中一部解約元本額	279,134,626 円	241,281,925 円
期末元本額	459,854,224 円	433,224,924 円
元本の内訳＊		
２２５ＩＤＸオープン	105,655,492 円	105,958,575 円
大同ＤＣ２２５インデックスファンド	223,956,351 円	221,201,806 円
２２５インデックスファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	42,534,986 円	32,836,073 円
２２５インデックスファンドＶＡ１（適格機関投資家専用）	64,376,371 円	51,678,801 円
Ｔ＆Ｄ国内重視バランスファンド３０ＶＡ（適格機関投資家専用）	877,065 円	855,540 円
Ｔ＆Ｄ国内重視バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	8,708,157 円	8,384,038 円
Ｔ＆Ｄ国際分散バランスファンド３０ＶＡ（適格機関投資家専用）	2,750,276 円	1,676,760 円
Ｔ＆Ｄ国際分散バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	10,995,526 円	10,633,331 円
合計	459,854,224 円	433,224,924 円

＊当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

（自 2023年3月16日　至 2024年3月15日）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	2,324,728,500 円	683,882,048 円
合計	2,324,728,500 円	683,882,048 円

（自 2024年3月16日　至 2025年3月17日）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,137,317,160 円	△41,988,601 円
合計	1,137,317,160 円	△41,988,601 円

3 デリバティブ取引関係
（自 2023年3月16日　至 2024年3月15日）

Ⅰ 取引の状況に関する事項

1 取引の内容
当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株式関連では日経平均株価指数先物であります。
2 取引に対する取組方法
当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避することを目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。
3 取引の利用目的
当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、等株数投資を維持しながら組入比率を一定に保つために利用しており、建玉の合計額については、ヘッジ対象有価証券の組入可能額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかわる利払金及び償還金等並びに余裕金の範囲内としております。
4 取引に係るリスクの内容
当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、市場価格の変動に係るリスクがあります。
5 取引に係るリスクの管理体制
当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、約款に定めた運用の基本方針及び取引権限とリスク評価額の上限を定めた社内ルールに基づき、運用担当者が運用責任者の承認を得て運用指図を行い、管理責任者が毎日リスク評価額の管理を行っております。
6 取引の時価等に関する事項についての補足説明
取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

Ⅱ 取引の時価等に関する事項

株式関連

（単位：円）

区　分	種　類	契　約　額　等	うち1年超	時　価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 買　建 日経平均株価指数先物	142,464,000	－	138,204,000	△4,275,840
合　計		142,464,000	－	138,204,000	△4,275,840

（注）時価の算定方法
株価指数先物取引の時価については、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

（自 2024年3月16日　至 2025年3月17日）

Ⅰ 取引の状況に関する事項

1 取引の内容

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株式関連では日経平均株価指数先物であります。

2 取引に対する取組方法

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避することを目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

3 取引の利用目的

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、等株数投資を維持しながら組入比率を一定に保つために利用しており、建玉の合計額については、ヘッジ対象有価証券の組入可能額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかわる利払金及び償還金等並びに余裕金の範囲内としております。

4 取引に係るリスクの内容

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、市場価格の変動に係るリスクがあります。

5 取引に係るリスクの管理体制

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、約款に定めた運用の基本方針及び取引権限とリスク評価額の上限を定めた社内ルールに基づき、運用担当者が運用責任者の承認を得て運用指図を行い、管理責任者が毎日リスク評価額の管理を行っております。

6 取引の時価等に関する事項についての補足説明

取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

Ⅱ 取引の時価等に関する事項

株式関連

（単位：円）

区　分	種　類	契　約　額　等	うち1年超	時　価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 買　建 日経平均株価指数先物	1,129,682,000	－	1,142,040,000	12,222,920
合　計		1,129,682,000	－	1,142,040,000	12,222,920

（注）時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

（３）附属明細表

①有価証券明細表

ａ．株式

（2025年3月17日現在）

銘柄	株式数	評価額（円）		備考
		単価	金額	
ニッスイ	1,000	889.60	889,600	
ＩＮＰＥＸ	400	2,018.00	807,200	
コムシスホールディングス	1,000	3,241.00	3,241,000	
大成建設	200	6,922.00	1,384,400	
大林組	1,000	2,031.00	2,031,000	
清水建設	1,000	1,393.00	1,393,000	
長谷工コーポレーション	200	1,940.50	388,100	
鹿島建設	500	3,056.00	1,528,000	
大和ハウス工業	1,000	5,049.00	5,049,000	
積水ハウス	1,000	3,364.00	3,364,000	
日揮ホールディングス	1,000	1,220.00	1,220,000	
日清製粉グループ本社	1,000	1,738.00	1,738,000	
明治ホールディングス	400	3,324.00	1,329,600	
日本ハム	500	4,823.00	2,411,500	
サッポロホールディングス	200	7,846.00	1,569,200	
アサヒグループホールディングス	3,000	1,924.50	5,773,500	
キリンホールディングス	1,000	2,043.50	2,043,500	
キッコーマン	5,000	1,466.50	7,332,500	
味の素	1,000	6,081.00	6,081,000	
ニチレイ	500	3,595.00	1,797,500	
日本たばこ産業	1,000	3,944.00	3,944,000	
帝人	200	1,378.50	275,700	
東レ	1,000	1,055.00	1,055,000	
王子ホールディングス	1,000	634.80	634,800	
クラレ	1,000	1,929.50	1,929,500	
旭化成	1,000	1,061.50	1,061,500	
レゾナック・ホールディングス	100	3,522.00	352,200	
住友化学	1,000	367.60	367,600	
日産化学	1,000	4,565.00	4,565,000	
東ソー	500	2,166.00	1,083,000	
トクヤマ	200	2,921.50	584,300	
デンカ	200	2,214.50	442,900	
信越化学工業	5,000	4,438.00	22,190,000	
三井化学	200	3,493.00	698,600	
三菱ケミカルグループ	500	782.10	391,050	
ＵＢＥ	100	2,325.00	232,500	
花王	1,000	6,501.00	6,501,000	
富士フイルムホールディングス	3,000	3,006.00	9,018,000	
資生堂	1,000	2,890.00	2,890,000	
日東電工	5,000	2,919.50	14,597,500	

銘柄	株式数	評価額（円）		備考
		単価	金額	
協和キリン	1,000	2,179.00	2,179,000	
武田薬品工業	1,000	4,475.00	4,475,000	
アステラス製薬	5,000	1,480.00	7,400,000	
住友ファーマ	1,000	701.00	701,000	
塩野義製薬	3,000	2,265.50	6,796,500	
中外製薬	3,000	6,862.00	20,586,000	
エーザイ	1,000	4,307.00	4,307,000	
第一三共	3,000	3,528.00	10,584,000	
大塚ホールディングス	1,000	7,712.00	7,712,000	
出光興産	2,000	1,139.00	2,278,000	
ＥＮＥＯＳホールディングス	1,000	836.20	836,200	
横浜ゴム	500	3,475.00	1,737,500	
ブリヂストン	1,000	6,098.00	6,098,000	
ＡＧＣ	200	4,681.00	936,200	
日本電気硝子	300	3,530.00	1,059,000	
太平洋セメント	100	3,938.00	393,800	
東海カーボン	1,000	984.20	984,200	
ＴＯＴＯ	500	4,138.00	2,069,000	
日本碍子	1,000	1,924.50	1,924,500	
日本製鉄	100	3,459.00	345,900	
神戸製鋼所	100	1,867.00	186,700	
ＪＦＥホールディングス	100	1,979.00	197,900	
三井金属鉱業	100	4,489.00	448,900	
三菱マテリアル	100	2,559.00	255,900	
住友金属鉱山	500	3,321.00	1,660,500	
ＤＯＷＡホールディングス	200	4,846.00	969,200	
古河電気工業	100	5,811.00	581,100	
住友電気工業	1,000	2,642.50	2,642,500	
フジクラ	1,000	6,127.00	6,127,000	
ＳＵＭＣＯ	100	1,200.50	120,050	
日本製鋼所	200	6,300.00	1,260,000	
オークマ	400	3,620.00	1,448,000	
アマダ	1,000	1,514.50	1,514,500	
ディスコ	200	35,280.00	7,056,000	
ＳＭＣ	100	56,640.00	5,664,000	
小松製作所	1,000	4,527.00	4,527,000	
住友重機械工業	200	3,257.00	651,400	
日立建機	1,000	4,250.00	4,250,000	
クボタ	1,000	1,920.00	1,920,000	
荏原製作所	1,000	2,448.00	2,448,000	
ダイキン工業	1,000	16,715.00	16,715,000	
日本精工	1,000	670.20	670,200	
ＮＴＮ	1,000	255.30	255,300	
ジェイテクト	1,000	1,154.00	1,154,000	
カナデビア	200	969.00	193,800	

銘柄	株式数	評価額（円）		備考
		単価	金額	
三菱重工業	1,000	2,867.00	2,867,000	
ＩＨＩ	100	11,820.00	1,182,000	
コニカミノルタ	1,000	527.50	527,500	
ミネベアミツミ	1,000	2,261.00	2,261,000	
日立製作所	1,000	3,740.00	3,740,000	
三菱電機	1,000	3,035.00	3,035,000	
富士電機	200	6,531.00	1,306,200	
安川電機	1,000	4,055.00	4,055,000	
ソシオネクスト	1,000	2,068.50	2,068,500	
ニデック	1,600	2,695.00	4,312,000	
オムロン	1,000	4,444.00	4,444,000	
ジーエス・ユアサ　コーポレーション	200	2,529.50	505,900	
日本電気	100	15,560.00	1,556,000	
富士通	1,000	3,029.00	3,029,000	
ルネサスエレクトロニクス	1,000	2,302.50	2,302,500	
セイコーエプソン	2,000	2,477.50	4,955,000	
パナソニック　ホールディングス	1,000	1,818.50	1,818,500	
シャープ	1,000	959.10	959,100	
ソニーグループ	5,000	3,589.00	17,945,000	
ＴＤＫ	15,000	1,612.50	24,187,500	
アルプスアルパイン	1,000	1,604.50	1,604,500	
横河電機	1,000	3,023.00	3,023,000	
アドバンテスト	8,000	8,470.00	67,760,000	
キーエンス	100	61,070.00	6,107,000	
レーザーテック	400	14,465.00	5,786,000	
カシオ計算機	1,000	1,236.50	1,236,500	
ファナック	5,000	4,337.00	21,685,000	
京セラ	8,000	1,715.00	13,720,000	
太陽誘電	1,000	2,477.00	2,477,000	
村田製作所	2,400	2,500.00	6,000,000	
ＳＣＲＥＥＮホールディングス	400	11,040.00	4,416,000	
キヤノン	1,500	4,904.00	7,356,000	
リコー	1,000	1,609.00	1,609,000	
東京エレクトロン	3,000	21,955.00	65,865,000	
デンソー	4,000	1,967.50	7,870,000	
川崎重工業	100	9,718.00	971,800	
日産自動車	1,000	432.80	432,800	
いすゞ自動車	500	1,975.50	987,750	
トヨタ自動車	5,000	2,760.50	13,802,500	
日野自動車	1,000	484.60	484,600	
三菱自動車工業	100	431.50	43,150	
マツダ	200	1,043.00	208,600	
本田技研工業	6,000	1,476.00	8,856,000	
スズキ	4,000	1,820.00	7,280,000	
ＳＵＢＡＲＵ	1,000	2,846.50	2,846,500	

銘柄	株式数	評価額（円）		備考
		単価	金額	
ヤマハ発動機	3,000	1,215.50	3,646,500	
テルモ	8,000	2,766.50	22,132,000	
ニコン	1,000	1,662.00	1,662,000	
オリンパス	4,000	1,990.50	7,962,000	
ＨＯＹＡ	500	17,440.00	8,720,000	
シチズン時計	1,000	928.00	928,000	
バンダイナムコホールディングス	3,000	5,011.00	15,033,000	
ＴＯＰＰＡＮホールディングス	500	4,294.00	2,147,000	
大日本印刷	1,000	2,209.00	2,209,000	
ヤマハ	3,000	1,221.50	3,664,500	
任天堂	1,000	10,285.00	10,285,000	
東京電力ホールディングス	100	459.80	45,980	
中部電力	100	1,708.00	170,800	
関西電力	100	1,886.00	188,600	
東京瓦斯	200	4,798.00	959,600	
大阪瓦斯	200	3,444.00	688,800	
東武鉄道	200	2,695.00	539,000	
東急	500	1,762.00	881,000	
小田急電鉄	500	1,531.00	765,500	
京王電鉄	200	3,943.00	788,600	
京成電鉄	1,500	1,470.00	2,205,000	
東日本旅客鉄道	300	3,074.00	922,200	
西日本旅客鉄道	200	3,032.00	606,400	
東海旅客鉄道	500	3,033.00	1,516,500	
ヤマトホールディングス	1,000	1,975.50	1,975,500	
ＮＩＰＰＯＮ　ＥＸＰＲＥＳＳホールディングス	300	2,732.00	819,600	
日本郵船	300	5,271.00	1,581,300	
商船三井	300	5,477.00	1,643,100	
川崎汽船	900	2,164.00	1,947,600	
日本航空	1,000	2,586.00	2,586,000	
ＡＮＡホールディングス	100	2,830.50	283,050	
三菱倉庫	2,500	992.70	2,481,750	
ネクソン	2,000	2,048.00	4,096,000	
野村総合研究所	1,000	4,964.00	4,964,000	
メルカリ	1,000	2,444.50	2,444,500	
ＬＩＮＥヤフー	400	527.20	210,880	
トレンドマイクロ	1,000	10,045.00	10,045,000	
日本電信電話	10,000	147.80	1,478,000	
ＫＤＤＩ	6,000	4,803.00	28,818,000	
ソフトバンク	10,000	212.90	2,129,000	
東宝	100	7,042.00	704,200	
ＮＴＴデータグループ	5,000	2,755.50	13,777,500	
コナミグループ	1,000	17,420.00	17,420,000	
ソフトバンクグループ	6,000	7,979.00	47,874,000	

銘柄	株式数	評価額（円）		備考
		単価	金額	
双日	100	3,410.00	341,000	
伊藤忠商事	1,000	6,945.00	6,945,000	
丸紅	1,000	2,439.00	2,439,000	
豊田通商	3,000	2,620.50	7,861,500	
三井物産	2,000	2,804.00	5,608,000	
住友商事	1,000	3,505.00	3,505,000	
三菱商事	3,000	2,646.00	7,938,000	
Ｊ．フロント　リテイリング	500	1,864.50	932,250	
ＺＯＺＯ	1,000	4,432.00	4,432,000	
三越伊勢丹ホールディングス	1,000	2,218.00	2,218,000	
セブン＆アイ・ホールディングス	3,000	2,158.00	6,474,000	
良品計画	1,000	3,900.00	3,900,000	
高島屋	1,000	1,226.00	1,226,000	
丸井グループ	1,000	2,671.00	2,671,000	
イオン	1,000	3,873.00	3,873,000	
ニトリホールディングス	500	14,880.00	7,440,000	
ファーストリテイリング	2,700	45,420.00	122,634,000	
しずおかフィナンシャルグループ	1,000	1,631.50	1,631,500	
コンコルディア・フィナンシャルグループ	1,000	992.20	992,200	
あおぞら銀行	100	2,147.00	214,700	
三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	1,000	2,030.00	2,030,000	
りそなホールディングス	100	1,308.00	130,800	
三井住友トラストグループ	200	3,878.00	775,600	
三井住友フィナンシャルグループ	300	3,892.00	1,167,600	
千葉銀行	1,000	1,445.50	1,445,500	
ふくおかフィナンシャルグループ	200	3,997.00	799,400	
みずほフィナンシャルグループ	100	4,225.00	422,500	
大和証券グループ本社	1,000	1,054.50	1,054,500	
野村ホールディングス	1,000	947.00	947,000	
ＳＯＭＰＯホールディングス	600	4,650.00	2,790,000	
ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス	900	3,344.00	3,009,600	
第一生命ホールディングス	100	4,567.00	456,700	
東京海上ホールディングス	1,500	5,709.00	8,563,500	
Ｔ＆Ｄホールディングス	200	3,130.00	626,000	
クレディセゾン	1,000	3,703.00	3,703,000	
オリックス	1,000	3,155.00	3,155,000	
日本取引所グループ	2,000	1,630.00	3,260,000	
東急不動産ホールディングス	1,000	1,007.00	1,007,000	
三井不動産	3,000	1,295.00	3,885,000	
三菱地所	1,000	2,356.00	2,356,000	
東京建物	500	2,449.50	1,224,750	
住友不動産	1,000	5,606.00	5,606,000	
エムスリー	2,400	1,791.00	4,298,400	

銘柄	株式数	評価額（円）		備考
		単価	金額	
ディー・エヌ・エー	300	3,293.00	987,900	
電通グループ	1,000	3,365.00	3,365,000	
オリエンタルランド	1,000	3,120.00	3,120,000	
サイバーエージェント	800	1,172.00	937,600	
楽天グループ	1,000	905.30	905,300	
リクルートホールディングス	3,000	8,031.00	24,093,000	
日本郵政	1,000	1,563.50	1,563,500	
セコム	2,000	5,209.00	10,418,000	
合計	315,700		1,137,317,160	

ｂ．株式以外の有価証券
該当事項はありません。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「その他の注記（デリバティブ取引関係）」の「Ⅱ取引の時価等に関する事項」に記載されております。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2025年3月31日現在）

Ⅰ 資産総額	513,806,013	円
Ⅱ 負債総額	116,256	円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	513,689,757	円
Ⅳ 発行済数量	133,381,630	口
Ⅴ １単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	3.8513	円

（参考）２２５インデックス マザーファンド

Ⅰ 資産総額	3,379,078,067	円
Ⅱ 負債総額	1,206,700,158	円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	2,172,377,909	円
Ⅳ 発行済数量	429,671,325	口
Ⅴ １単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	5.0559	円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

１．名義書換についての手続、取扱場所等

ありません。

２．受益者に対する特典

ありません。

３．受益権の譲渡

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡の手続および受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとします。

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③委託会社は、上記①に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

④受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

４．受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

５．質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、換金申込の受付、換金代金および償還金の支払等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額

2025年3月末日現在の資本金の額	11億円
会社が発行する株式の総数	2,294,100株
発行済株式総数	1,082,500株
過去5年間における主な資本金の額の増減	該当事項はありません。

（２）会社の機構

①経営体制

10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長若干名を選定することができます。また取締役中より代表取締役を選定します。

取締役会は、取締役社長が招集します。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は会日の2日前までにこれを発します。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができます。また取締役および監査役全員の同意がある場合は、これを省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

②投資信託運用の意思決定と運用の流れ

ａ．基本運用方針、月次運用計画の決定

投資政策委員会（原則月1回開催）において投資信託の基本運用方針に関する事項が審議・決定され、各運用部長において月次運用計画に関する事項が決定されます。

ｂ．運用の実行

月次運用計画に沿って、ファンド・マネージャーからトレーディング部に売買発注指示があり、売買が執行されます。

ｃ．運用のチェック等

・業務管理部において、運用上の諸リスクの管理および運用実績の評価等を行い、運用審査委員会にて報告・審議が行われます。

・法務・コンプライアンス部において、日次で有価証券等の取引内容のチェック・運用制限遵守のチェック等が実施され、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。

会社の機構は2025年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2025年3月末日現在、267本であり、その純資産総額の合計は1,038,124百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	126本	535,607百万円
単位型株式投資信託	90本	349,555百万円
単位型公社債投資信託	51本	152,961百万円
合計	267本	1,038,124百万円

３【委託会社等の経理状況】

１．　当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

　また、当社の中間財務諸表は、財務諸表等規則ならびに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

２．　当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第44期事業年度（2023年４月１日から2024年３月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

　また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第45期中間会計期間（2024年４月１日から2024年９月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

２０２４年6月４日

Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人
東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	羽　柴	則　央
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	福　村	寛

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＴ＆Ｄアセットマネジメント株式会社の２０２３年４月１日から２０２４年３月３１日までの第４４期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社の２０２４年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（1）【貸借対照表】

		前事業年度 （2023年３月31日現在）		当事業年度 （2024年３月31日現在）	
区分	注記 番号	内訳 （千円）	金額 （千円）	内訳 （千円）	金額 （千円）
（資産の部）					
Ⅰ流動資産					
１．現金・預金			5,087,551		5,243,788
２．前払費用			75,321		84,385
３．未収入金			76,043		11
４．未収委託者報酬			691,691		786,210
５．未収運用受託報酬			354,878		372,799
６．その他			24,468		28,389
流動資産計			6,309,954		6,515,585
Ⅱ固定資産					
１．有形固定資産			65,997		80,377
（１）建物	※１	61,571		58,177	
（２）器具備品	※１	4,335		22,132	
（３）その他	※１	89		67	
２．無形固定資産			66,210		59,615
（１）電話加入権		2,862		2,862	
（２）ソフトウェア		59,829		51,914	
（３）ソフトウェア仮勘定		3,518		4,837	
３．投資その他の資産			471,050		377,814
（１）投資有価証券		161,600		73,082	
（２）長期差入保証金		90,675		94,383	
（３）繰延税金資産		205,341		201,452	
（４）長期前払費用		13,432		8,896	
固定資産計			603,258		517,807
資産合計			6,913,213		7,033,392

		前事業年度 （2023年３月31日現在）		当事業年度 （2024年３月31日現在）	
区分	注記 番号	内訳 （千円）	金額 （千円）	内訳 （千円）	金額 （千円）
（負債の部）					
Ⅰ流動負債					
１．預り金			526		8,230
２．未払金			271,941		313,073
（１）未払収益分配金		2,477		2,477	
（２）未払償還金		2		2	
（３）未払手数料		219,122		253,964	
（４）その他未払金		50,339		56,629	
３．未払費用			399,233		383,553
４．未払法人税等			10,104		37,418
５．未払消費税等			34,659		47,112
６．賞与引当金			198,672		217,291
７．役員賞与引当金			6,500		9,000
流動負債計			921,637		1,015,679
Ⅱ固定負債					
１．退職給付引当金			459,728		458,579
２．役員退職慰労引当金			23,380		9,625
固定負債計			483,109		468,204
負債合計			1,404,746		1,483,883
（純資産の部）					
Ⅰ株主資本					
１．資本金			1,100,000		1,100,000
２．資本剰余金			277,667		277,667
（１）資本準備金		277,667		277,667	
３．利益剰余金			4,128,773		4,160,606
（１）利益準備金		175,000		175,000	
（２）その他利益剰余金					
別途積立金		3,137,790		3,137,790	
繰越利益剰余金		815,983		847,816	
株主資本計			5,506,441		5,538,274
Ⅱ評価・換算差額等					
１．その他有価証券評価差額金			2,025		11,234
評価・換算差額等計			2,025		11,234
純資産合計			5,508,466		5,549,509
負債・純資産合計			6,913,213		7,033,392

（２）【損益計算書】

区分	注記番号	前事業年度（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）内訳（千円）	前事業年度 金額（千円）	当事業年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）内訳（千円）	当事業年度 金額（千円）
Ⅰ営業収益					
１．委託者報酬			3,589,974		3,815,873
２．運用受託報酬			1,352,459		1,371,210
３．投資助言報酬			10,000		10,000
４．その他営業収益			26,574		30,018
営業収益計			4,979,008		5,227,102
Ⅱ営業費用					
１．支払手数料			1,214,944		1,314,653
２．広告宣伝費			380		449
３．調査費			1,531,036		1,462,653
（１）調査費		81,751		78,433	
（２）委託調査費		1,022,173		938,128	
（３）情報機器関連費		426,284		445,204	
（４）図書費		827		887	
４．委託計算費			194,939		202,225
５．営業雑経費			94,488		87,513
（１）通信費		8,024		8,752	
（２）印刷費		76,071		68,725	
（３）協会費		5,634		5,403	
（４）諸会費		4,758		4,632	
営業費用計			3,035,789		3,067,495
Ⅲ一般管理費					
１．給料			1,187,234		1,182,195
（１）役員報酬		49,917		49,713	
（２）給料・手当		1,067,224		1,064,091	
（３）賞与		70,092		68,391	
２．法定福利費			194,915		202,434
３．退職金			3,999		3,089
４．福利厚生費			4,828		3,982
５．交際費			529		671
６．寄付金			79		21
７．旅費交通費			4,732		4,865
８．事務委託費			110,489		108,634
９．租税公課			78,199		75,603
10．不動産賃借料			156,478		156,478
11．退職給付費用			54,858		55,316
12．役員退職慰労引当金繰入			3,282		2,800
13．賞与引当金繰入			198,672		217,291
14．役員賞与引当金繰入			6,500		9,000
15．固定資産減価償却費			29,715		34,022
16．諸経費			47,236		48,013
一般管理費計			2,081,750		2,104,422
営業利益又は営業損失(△)			△138,531		55,185

		前事業年度 (自　2022年４月１日 至　2023年３月31日)		当事業年度 (自　2023年４月１日 至　2024年３月31日)	
区分	注記番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
Ⅳ営業外収益					
１．受取配当金			953		952
２．受取利息			34		31
３．為替差益			3,804		―
４．助成金収入			500		500
５．受取補償金			12,514		―
６．雑収入			2,537		590
営業外収益計			20,343		2,074
Ⅴ営業外費用					
１．為替差損			―		9,366
２．支払補償金			12,514		―
３．損失補填金			1,870		―
４．雑損失			676		171
営業外費用計			15,061		9,537
経常利益又は経常損失(△)			△133,248		47,722
Ⅵ特別利益					
１．投資有価証券売却益			337		12,192
特別利益計			337		12,192
Ⅶ特別損失					
１．固定資産除却損	※１		50		251
２．投資有価証券評価損			15,870		―
３．投資有価証券売却損			184,477		2,551
特別損失計			200,397		2,802
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失(△)			△333,309		57,112
法人税、住民税及び事業税			△73,742		25,455
法人税等調整額			△8,130		△175
当期純利益又は 当期純損失(△)			△251,436		31,832

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	3,067,880	6,380,670	7,758,338
当期変動額								
剰余金の配当						△2,000,460	△2,000,460	△2,000,460
当期純利益又は当期純損失(△)						△251,436	△251,436	△251,436
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△2,251,896	△2,251,896	△2,251,896
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	815,983	4,128,773	5,506,441

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△ 45,578	△ 45,578	7,712,759
当期変動額			
剰余金の配当			△2,000,460
当期純利益又は当期純損失(△)			△251,436
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	47,604	47,604	47,604
当期変動額合計	47,604	47,604	△2,204,292
当期末残高	2,025	2,025	5,508,466

当事業年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	815,983	4,128,773	5,506,441
当期変動額								
当期純利益又は当期純損失(△)						31,832	31,832	31,832
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	―	―	―	―	―	31,832	31,832	31,832
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	847,816	4,160,606	5,538,274

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,025	2,025	5,508,466
当期変動額			
当期純利益又は当期純損失(△)			31,832
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	9,209	9,209	9,209
当期変動額合計	9,209	9,209	41,042
当期末残高	11,234	11,234	5,549,509

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

（１）その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	３～50年
器具備品	２～15年
その他	８年

（２）無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

（１）賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

（２）役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

（３）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、期末要支給額を計上しております。

（４）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4．収益及び費用の計上基準

（1）委託者報酬

委託者報酬は、投資信託約款に基づき、一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。

委託者報酬に含まれる成功報酬については、投資信託約款に基づき対象となる投資信託の特定のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

（2）運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。

運用受託報酬に含まれる成功報酬については、投資一任契約に基づき対象となる運用資産の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

（3）投資助言報酬

投資助言報酬は、投資顧問契約に基づき、契約期間にわたり均一の助言サービスを提供するものであるため、期間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 （2023年３月31日）	当事業年度 （2024年３月31日）
※１　有形固定資産の減価償却累計額 建物　77,010千円 器具備品　175,839千円 その他　807千円	※１　有形固定資産の減価償却累計額 建物　82,734千円 器具備品　130,925千円 その他　829千円

（損益計算書関係）

前事業年度 (自　2022年４月１日 至　2023年３月31日)	当事業年度 (自　2023年４月１日 至　2024年３月31日)
※１　固定資産除却損の内訳は次のとおりです。 器具備品　0千円 ソフトウェア　50千円	※１　固定資産除却損の内訳は次のとおりです。 器具備品　9千円 ソフトウェア　241千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	1,082	－	－	1,082

２．配当に関する事項

（１）配当金支払額

2022年６月10日開催の第42期定時株主総会において、次のとおり決議しました。

1）配当金の総額　2,000,460千円

2）配当の原資　利益剰余金

3）1株当たり配当額　1,848.00円

4）基準日　2022年３月31日

5）効力発生日　2022年６月13日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	1,082	－	－	1,082

２．配当に関する事項

（１）配当金支払額

該当事項はありません。

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社では、資金運用については原則として預金等の資産を中心に投資する方針であり、有価証券の取得を行う場合には、投機的な取引は行いません。

また、資金調達については、主に金融機関からの借入による方針です。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は顧客の信用リスクに晒されておりますが、主に信託銀行により分別管理が行われている信託財産から支弁されており、当該リスクの影響は軽微です。

投資有価証券は、主に非上場株式及び投資信託です。非上場株式は業務上の関係維持を目的として保有しており、定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。投資信託は当社が設定する投資信託を商品性の維持等を目的に取得しているものであり、市場価格等の変動リスクに晒されております。

未払金、未払費用は、ほとんどが１年以内の支払期日です。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

当社は、「リスク管理基本方針」にて各種リスクの基本的考え方を定めており、「財務リスク管理規程」によって、財務リスク（資金繰りリスク、信用リスク、価格変動リスク）の管理方法を定めています。財務リスクの状況は、月次で開催されるリスク管理委員会にてモニタリングが行われます。

２．金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（2023年3月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。市場価格のない株式等は、次表に含めておりません（（注１）参照）。また、現金については現金であること、並びに預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 その他有価証券	131,400	131,400	－
資産計	131,400	131,400	－

（注１）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、上表の「その他有価証券」には含めておりません。これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年３月31日）第５項に従い、３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
合計	30,200

（注２）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超
現金・預金	5,087,551	－	－
未収委託者報酬	691,691	－	－
未収運用受託報酬	354,878	－	－
投資有価証券			
その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	10,869	16,380	104,150
合計	6,144,992	16,380	104,150

当事業年度（2024年3月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。市場価格のない株式等は、次表に含めておりません（（注１）参照）。また、現金については現金であること、並びに預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 その他有価証券	42,882	42,882	－
資産計	42,882	42,882	－

（注１）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 2020 年３月31 日）第 5 項に従い、（3）金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
合計	30,200

（注２）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超
現金・預金	5,243,788	－	－
未収委託者報酬	786,210	－	－
未収運用受託報酬	372,799	－	－
投資有価証券			
その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	30,063	12,819	－
合計	6,432,861	12,819	－

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

前事業年度（2023年３月31日）

（１）時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券	－	131,400	－	131,400
資産計	－	131,400	－	131,400

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託については基準価額を時価とし、レベル２の時価に分類しております。

（２）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

当事業年度（2024年３月31日）

（１）時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券	－	42,882	－	42,882
資産計	－	42,882	－	42,882

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託については基準価額を時価とし、レベル２の時価に分類しております。

（２）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

（有価証券関係）

前事業年度（2023年３月31日）

１．その他有価証券

その他有価証券の当事業年度の売却額は318,858千円であり、売却益の合計額は337千円、売却損の合計額は184,477千円です。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

	種類（*）	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	（１）その他	107,336	102,994	4,342
	小計	107,336	102,994	4,342
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	（１）その他	24,063	25,487	△1,423
	小計	24,063	25,487	△1,423
合計		131,400	128,481	2,919

（*）当事業年度において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

２．減損処理を行った有価証券

当事業年度において、投資有価証券について15,870千円（その他有価証券15,870千円）減損処理を行っております。

当事業年度（2024年３月31日）

１．その他有価証券

その他有価証券の当事業年度の売却額は130,345千円であり、売却益の合計額は12,192千円、売却損の合計額は2,551千円です。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

	種類（*）	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	（１）その他	37,430	20,089	17,340
	小計	37,430	20,089	17,340
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	（１）その他	5,451	6,599	△1,147
	小計	5,451	6,599	△1,147
合計		42,882	26,689	16,193

（*）当事業年度において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

２．減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）	当事業年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）
１．委託者報酬	3,589,974	3,815,873
２．運用受託報酬	1,352,459	1,371,210
３．投資助言報酬	10,000	10,000
４．その他営業収益	26,574	30,018
合計	4,979,008	5,227,102

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針　４．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

（退職給付関係）

前事業年度（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２．確定給付制度

（１）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	467,064千円
退職給付費用	40,539千円
退職給付の支払額	△47,875千円
退職給付引当金の期末残高	459,728千円

（２）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

退職一時金制度の退職給付債務	459,728千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	459,728千円

退職給付引当金	459,728千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	459,728千円

（３）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	45,387千円

（注）退職給付費用には株式会社Ｔ＆Ｄホールディングスからの出向者に対する当社負担分を含めております。

３．確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額	9,470千円

当事業年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２．確定給付制度

（１）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	459,728千円
退職給付費用	42,636千円
退職給付の支払額	△43,785千円
退職給付引当金の期末残高	458,579千円

（２）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

退職一時金制度の退職給付債務	458,579千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	458,579千円

退職給付引当金	458,579千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	458,579千円

（３）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	46,017千円

（注）退職給付費用には株式会社Ｔ＆Ｄホールディングスからの出向者に対する当社負担分を含めております。

３．確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額	9,299千円

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （2023年３月31日）	当事業年度 （2024年３月31日）
	（単位：千円）	（単位：千円）
（繰延税金資産）		
税務上の繰越欠損金（注１）	17,751	14,253
賞与引当金	60,833	66,534
未払社会保険料	9,919	11,064
未払事業税	2,392	4,994
退職給付引当金	147,927	143,364
連結納税加入に伴う有価証券時価評価益	15,061	15,061
その他	23,270	24,800
小計	277,157	280,072
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△12,451	△14,201
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△58,469	△59,459
評価性引当額小計	△70,921	△73,661
繰延税金資産計	206,235	206,411
（繰延税金負債）		
その他有価証券評価差額金	893	4,958
繰延税金負債計	893	4,958
繰延税金資産の純額	205,341	201,452

（注1）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2023年３月31日）

（単位：千円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超	合計
税務上の繰越欠損金（*）	－	－	17,751	17,751
評価性引当額	－	－	△12,451	△12,451
繰延税金資産	－	－	5,300	5,300

（*）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

（*）税務上の繰越欠損金17,751千円（法定実効税率を乗じた額）の一部について、繰延税金資産5,300千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込等により回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

当事業年度（2024年３月31日）

（単位：千円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超	合計
税務上の繰越欠損金（*）	－	－	14,253	14,253
評価性引当額	－	－	△14,201	△14,201
繰延税金資産	－	－	52	52

（*）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

（*）税務上の繰越欠損金14,254千円（法定実効税率を乗じた額）の一部について、繰延税金資産52千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込等により回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（2023年３月31日）

税引前当期純損失を計上しているため注記を省略しております。

当事業年度（2024年３月31日）

法定実効税率	30.6 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.8 %
住民税均等割	4.0 %
評価性引当額の増減	4.7 %
所得税額控除	1.4 %
その他	0.7 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.2 %

３．グループ通算制度の適用

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　2021年８月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（セグメント情報等）

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

前事業年度（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

（１）製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

①　営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②　有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先は次のとおりです。

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
大同生命保険株式会社	588,525

当事業年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

（１）製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

①　営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②　有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先は次のとおりです。

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
大同生命保険株式会社	630,330

（関連当事者との取引）

１．関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前事業年度（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	㈱T&Dホールディングス	東京都中央区	207,111	持株会社	(被所有)直接　100	経営管理	グループ通算制度に伴う受領予定額(*)	76,032	未収入金	76,032

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

(*) グループ通算制度に係る、親会社から授受する通算税効果額です。

当事業年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	㈱T&Dホールディングス	東京都中央区	207,111	持株会社	(被所有)直接　100	経営管理	グループ通算制度に伴う支払予定額(*)	124	未払金	124

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

(*) グループ通算制度による法人税額のうち当社の通算税効果額であり、親会社への支払予定額であります。

（２）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

前事業年度（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(％)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	大同生命保険㈱	大阪市西区	110,000	生命保険業	―	投資一任契約の締結	投資一任契約（*）	556,407	未収運用受託報酬	146,724

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

（*）投資一任契約にかかる報酬については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

当事業年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(％)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	大同生命保険㈱	大阪市西区	110,000	生命保険業	―	投資一任契約の締結	投資一任契約（*）	589,853	未収運用受託報酬	161,495

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

（*）投資一任契約にかかる報酬については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

株式会社Ｔ＆Ｄホールディングス（東京証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

前事業年度 (自　2022年４月１日 至　2023年３月31日)		当事業年度 (自　2023年４月１日 至　2024年３月31日)	
１株当たり純資産額	5,088.65円	１株当たり純資産額	5,126.56円
１株当たり当期純損失（△）	△232.27円	１株当たり当期純利益	29.40円
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式調整後１株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
１株当たり当期純損失の算定上の基礎		１株当たり当期純利益の算定上の基礎	
当期純損失(△)（千円）	△251,436	当期純利益（千円）	31,832
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	普通株主に帰属しない金額（千円）	－
普通株式に係る 当期純損失(△)（千円）	△251,436	普通株式に係る当期純利益（千円）	31,832
普通株主の期中平均株式数（千株）	1,082	普通株主の期中平均株式数（千株）	1,082

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

２０２４年１２月２日

Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人
東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	羽　柴　　則　央
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福　村　　寛

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＴ＆Ｄアセットマネジメント株式会社の２０２４年４月１日から２０２５年３月３１日までの第４５期事業年度の中間会計期間（２０２４年４月１日から２０２４年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社の２０２４年９月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（２０２４年４月１日から２０２４年９月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

中間財務諸表

（１）中間貸借対照表

		当中間会計期間 （2024年９月30日現在）	
区分	注記 番号	内訳 （千円）	金額 （千円）
（資産の部）			
Ⅰ流動資産			
１．現金・預金			4,980,688
２．前払費用			128,535
３．未収入金			11,035
４．未収委託者報酬			791,756
５．未収運用受託報酬			478,372
６．その他			20,812
流動資産計			6,411,201
Ⅱ固定資産			
１．有形固定資産			99,357
（1）建物	※１	55,825	
（2）器具備品	※１	43,472	
（3）その他	※１	58	
２．無形固定資産			56,221
（1）電話加入権		2,862	
（2）ソフトウェア		43,809	
（3）ソフトウェア仮勘定		9,549	
３．投資その他の資産			397,132
（1）投資有価証券		79,020	
（2）長期差入保証金		91,736	
（3）繰延税金資産		176,613	
（4）長期前払費用		49,761	
固定資産計			552,711
資産合計			6,963,912

		当中間会計期間 （2024年９月30日現在）	
区分	注記 番号	内訳 （千円）	金額 （千円）
（負債の部）			
Ⅰ流動負債			
１．預り金			594
２．未払金			304,217
（1）未払収益分配金		2,477	
（2）未払償還金		2	
（3）未払手数料		255,293	
（4）その他未払金		46,444	
３．未払費用			401,962
４．未払法人税等			13,664
５．未払消費税等	※２		42,355
６．賞与引当金			139,226
７．役員賞与引当金			4,500
流動負債計			906,521
Ⅱ固定負債			
１．退職給付引当金			459,404
２．役員退職慰労引当金			10,975
固定負債計			470,379
負債合計			1,376,900
（純資産の部）			
Ⅰ株主資本			
１．資本金			1,100,000
２．資本剰余金			277,667
（1）資本準備金		277,667	
３．利益剰余金			4,192,604
（1）利益準備金		175,000	
（2）その他利益剰余金			
別途積立金		3,137,790	
繰越利益剰余金		879,813	
株主資本計			5,570,272
Ⅱ評価・換算差額等			
１．その他有価証券評価差額金			16,740
評価・換算差額等計			16,740
純資産合計			5,587,012
負債・純資産合計			6,963,912

（２）中間損益計算書

		当中間会計期間 （自　2024年４月１日 至　2024年９月30日）	
区分	注記 番号	内訳 （千円）	金額 （千円）
Ⅰ営業収益			
１．委託者報酬			1,992,396
２．運用受託報酬			737,418
３．投資助言報酬			5,010
４．その他営業収益			15,359
営業収益計			2,750,183
Ⅱ営業費用			
１．支払手数料			706,132
２．広告宣伝費			834
３．調査費			723,366
（1）調査費		37,044	
（2）委託調査費		444,107	
（3）情報機器関連費		241,757	
（4）図書費		456	
４．委託計算費			102,035
５．営業雑経費			44,394
（1）通信費		3,731	
（2）印刷費		35,168	
（3）協会費		2,822	
（4）諸会費		2,671	
営業費用計			1,576,764
Ⅲ一般管理費			
１．給料			621,720
（1）役員報酬		25,206	
（2）給料・手当		587,304	
（3）賞与		9,209	
２．法定福利費			104,188
３．退職金			1,209
４．福利厚生費			2,235
５．交際費			164
６．旅費交通費			3,475
７．事務委託費			48,276
８．租税公課			36,605
９．不動産賃借料			82,739
10．退職給付費用			31,407
11．役員退職慰労引当金繰入			1,350
12．賞与引当金繰入			139,226
13．役員賞与引当金繰入			4,500
14．固定資産減価償却費	※１		20,619
15．諸経費			26,679
一般管理費計			1,124,398
営業利益			49,020

		当中間会計期間 （自　2024年４月１日 至　2024年９月30日）	
区分	注記 番号	内訳 （千円）	金額 （千円）
Ⅳ営業外収益			
１．受取配当金			981
２．受取利息			307
３．雑収入			227
営業外収益計			1,517
Ⅴ営業外費用			
１．為替差損			3,297
２．雑損失			480
営業外費用計			3,778
経常利益			46,758
Ⅵ特別利益			
１．投資有価証券売却益			277
特別利益計			277
Ⅶ特別損失			
１．投資有価証券評価損			2,153
２．投資有価証券売却損			17
特別損失計			2,170
税引前中間純利益			44,865
法人税、住民税及び事業税			△9,542
法人税等調整額			22,409
中間純利益			31,997

（３）中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自　2024年４月１日　至　2024年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	847,816	4,160,606	5,538,274
当中間期変動額								
中間純利益						31,997	31,997	31,997
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計	－	－	－	－	－	31,997	31,997	31,997
当中間期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	879,813	4,192,604	5,570,272

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	11,234	11,234	5,549,509
当中間期変動額			
中間純利益			31,997
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	5,505	5,505	5,505
当中間期変動額合計	5,505	5,505	37,503
当中間期末残高	16,740	16,740	5,587,012

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

（1）その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３～50年
器具備品	２～15年
その他	８年

（2）無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

（1）賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

（2）役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき、当中間会計期間に見合う分を計上しております。

（3）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当中間期間末要支給額を計上しております。

（4）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間期間末要支給額を計上しております。

4．収益及び費用の計上基準

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託約款に基づき、一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。

委託者報酬に含まれる成功報酬については、投資信託約款に基づき対象となる投資信託の特定のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。

運用受託報酬に含まれる成功報酬については、投資一任契約に基づき対象となる運用資産の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資顧問契約に基づき、契約期間にわたり均一の助言サービスを提供するものであるため、期間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間 （2024年９月30日）
※１　有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 建物　85,456千円 器具備品　134,885千円 その他　838千円 ※２　消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 （自　2024年４月１日 至　2024年９月30日）
※１　固定資産の減価償却実施額は次のとおりであります。 有形固定資産　10,458千円 無形固定資産　10,160千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自　2024年４月１日　至　2024年９月30日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（千株）	1,082	－	－	1,082

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

１．金融商品の時価等に関する事項

2024年９月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりです。

市場価格のない株式等は、次表に含めておりません（（注1）参照）。また、現金については現金であること、並びに預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	48,820	48,820	－
資産計	48,820	48,820	－

（注１）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、上表の「その他有価証券」には含めておりません。これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　2020年３月31日）第５項に従い、２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
合計	30,200

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の３つのレベルに分類しております。

レベル1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）2024年９月30日における時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	－	48,820	－	48,820
資産計	－	48,820	－	48,820

（注） 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託については基準価額を時価とし、レベル２の時価に分類しております。

（２）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

（有価証券関係）

１．その他有価証券

当中間会計期間（2024年9月30日）

（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) その他	44,829	20,697	24,131
	小計	44,829	20,697	24,131
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) その他	3,991	3,994	△2
	小計	3,991	3,994	△2
合計		48,820	24,692	24,128

２．減損処理を行った有価証券

当中間会計期間において、投資有価証券について2,153千円（その他有価証券の投資信託2,153千円）減損処理を行っております。

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	当中間会計期間 （自　2024年４月１日 至　2024年９月30日）
１．委託者報酬	1,992,396
２．運用受託報酬	737,418
３．投資助言報酬	5,010
４．その他営業収益	15,359
合計	2,750,183

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針　４．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

（セグメント情報等）

１.セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２.関連情報

当中間会計期間（自　2024年４月１日　至　2024年９月30日）

（１）製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先は次のとおりです。

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
大同生命保険株式会社	403,590

（１株当たり情報）

当中間会計期間 （自　2024年４月１日 至　2024年９月30日）	
１株当たり純資産額	5,161円21銭
１株当たり中間純利益	29円55銭
1株当たり中間純利益算定上の基礎	
中間純利益（千円）	31,997
普通株主に帰属しない金額（千円）	―
普通株式に係る中間純利益（千円）	31,997
普通株主の期中平均株式数（千株）	1,082

（注）潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次の行為が禁止されています。

１．自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

２．運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

３．通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下４、５において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

４．委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

５．上記３、４に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

①定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

②訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

２２５ＩＤＸオープン

約款

Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第22条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、日経平均株価（225種・東証）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

２．運用方針

(1) 投資対象

２２５インデックス マザーファンド（以下、「マザーファンド」と言います。）受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。

(2) 投資態度

① 主としてマザーファンド受益証券に投資し、日経平均株価（225種・東証）と連動する投資成果を目標として運用を行います。

② 運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等に投資を行う場合があります。

③ 日経平均株価指数との連動率の向上を図るため、一時的に株式の実質組入総額と株価指数先物取引等の買玉の実質時価総額の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。

④ 株式以外への資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）の投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

⑤ 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の取引所等において行われるわが国の有価証券指数等先物取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

⑥ 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への実質投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資は行いません。

③ 同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。

④ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

３．収益分配方針

(1) 分配対象額

利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額から諸経費を控除した額とします。

(2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

(3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず、投資信託財産に留保した利益については運用の基本方針にしたがって運用を行います。

追加型証券投資信託〔２２５ＩＤＸオープン〕約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条　この信託は、証券投資信託であり、Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 1 条の 2　受託者は、信託法第 26 条第 1 項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

（信託の目的および金額）

第 2 条　委託者は、金 10 億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 3 条　委託者は、受託者と合意のうえ、金 1,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

②　追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、第 1 項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 4 条　この信託の期間は、信託契約締結日から第 43 条第 1 項、第 43 条第 2 項、第 44 条第 1 項、第 45 条第 1 項および第 47 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 5 条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 6 条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 7 条　委託者は、第 2 条の規定による受益権については 10 億口を、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数にそれぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 8 条　追加信託金は、追加信託を行う日の前日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第 9 条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 10 条　この信託の受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③　委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

④　委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）ならびに保護預り会社または第 40 条に規定する委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第 11 条　受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位、価額および手数料）

第 12 条　委託者は、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。

②　委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める契約を結んだ取得申込者に限り、1 口の整数倍をもって第7条第1項の規定により分割される受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。

③　第1項および第2項の取得申込者は委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第 40 条の委託者が指定する口座管理機関を含みます。）または委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第 4 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

④　第 1 項および第 2 項の場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる売却価額は、1 口につき 1 円とします。

⑤　前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の売却価額は、第 33 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

第 13 条　＜削除＞

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第 14 条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 15 条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第 16 条　＜削除＞

第 17 条　＜削除＞

第 18 条　＜削除＞

第 19 条 ＜削除＞

（投資の対象とする資産の種類）

第 20 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 24 条に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（運用の指図範囲）

第 21 条 委託者は、信託金を、主としてＴ＆Ｄアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結された２２５インデックス マザーファンド（以下、「マザーファンド」と言います。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の証券の性質を有するもの

なお、第 1 号の証券または証書を以下「株式」といいます。

② 委託者は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則および委託者が定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。

（運用の基本方針）

第 22 条　委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式の範囲）

第 23 条　委託者が投資することを指図する株式は、わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所を「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行する株式とします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

（先物取引等の運用指図、目的および範囲）

第 24 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

②　委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（有価証券の保管）

第 25 条　受託者は、投資信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第 26 条　金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定する者をいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

（投資信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 27 条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第 28 条　委託者は、投資信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 29 条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 30 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第 31 条　委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 32 条　投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

②　前項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議のうえ、そのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 33 条　この信託の計算期間は、毎年 3 月 16 日から翌年 3 月 15 日までとすることを原則とします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計

算期間が開始されるものとします。ただし、初回の計算期間は平成 13 年 10 月 16 日から平成 14 年 3 月 15 日までとし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

（投資信託財産に関する報告）

第 34 条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成し、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産についての報告書を作成し、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第 35 条　投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

②　投資信託財産の財務諸表にかかる監査報酬（消費税等を含みます。）は、第 33 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に一定の率を乗じて得た額または一定の額とし、初回の計算期間を除く毎計算期間の最初の 6 ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の額）

第 36 条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 33 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 50 の率を乗じて得た額とします。

②　前項の信託報酬は、初回の計算期間を除く毎計算期間の最初の 6 ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第 1 項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

（収益の分配方法）

第 37 条　投資信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1.　配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2.　売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、分配後に残額があるときは、これを次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第 38 条　受託者は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 39 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 39 条第 4 項に規定する支払日までに、

その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 39 条 収益分配金は、毎計算期間終了後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、第 41 条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第 42 条第 2 項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第 1 項の規定に準じて受益者に支払います。

③ 償還金は、信託終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

④ 一部解約金は、第 42 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5 営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第 2 項の但し書き以外を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において支払います。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金についての支払いは、委託者において行います。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。なお、本項に規定する「収益調整金」は、所得

税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、本項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（委託者の自らの募集に係る受益権の口座管理機関）

第 40 条　委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

（収益分配金および償還金の時効）

第 41 条　受益者が、収益分配金について第 39 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、第 39 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第 42 条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

②　委託者は、前項の請求があった場合には、信託の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額から当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④　信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤　委託者は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による請求の受付けを中止することができます。なお一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第 42 条の 2　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第 43 条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認め

るとき、対象インデックスが改廃の場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が 10 億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項および第 2 項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第 4 項から前項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 4 項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第 44 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第 48 条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第 45 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 48 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第 46 条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第 47 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背い

た場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（投資信託約款の変更）

第 48 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の投資信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第 49 条 第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、第43条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

（公告）

第 50 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

http://www.tdasset.co.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（投資信託約款に関する疑義の取扱い）

第 51 条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（運用状況にかかる情報の提供）

第 52 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項にかかる情報を電磁的方法により受益者に提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

（付則）

第 1 条　平成 18 年 12 月 29 日現在の投資信託約款第 10 条、第 11 条、第 13 条（受益証券の種類）から第 19 条（受益証券の再交付の費用）、第 40 条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記各条によりこの信託契約を締結します。

信託契約締結日　平成 13 年 10 月 16 日

委託者　大同ライフ投信株式会社
（現　Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社）

受託者　東洋信託銀行株式会社
（現　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社）